

役員報酬規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 1 月 1 日

改正 平成 25 年 3 月 22 日

(目的)

第 1 条 この規程は、研究所の役員報酬に関する事項を定める。

(報酬額)

第 2 条 常勤役員は、総会の決定を踏まえ、代表理事長が別途定める。

(報酬の支給対象期間)

第 3 条 前条の報酬年額の対象期間は、毎年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(支給方法)

第 4 条 報酬年額は月額に按分して支給する。ただし、月額按分額に端数が生じた場合は、3 月分支給額で調整する。支給日および支給方法は職員給与規程に準ずる。

(通勤手当)

第 5 条 常勤役員には、職員の通勤費支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(規程の適用)

第 6 条 報酬の支給に当たり、毎年度 4 月 1 日から総会において役員報酬総額予算の承認が得られるまでの間は、暫定予算の執行として前年度に準じて支給する。

(その他)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は代表理事長が定める。

附則

1. この規程の制定・改定は、理事会の議を経て会長が決定する。
2. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
3. 改正の規程は、平成 23 年 1 月 1 日より施行する。
4. 改正の規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

役員退任慰労金規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、退任した常勤役員に慰労金の支出基準およびその原資に充てるための積立てについて定める。

(支出基準)

第 2 条 退任慰労金の支出基準は次による。

- (1) 役員在任 1 年（全国連等からの出向により役員に就任していた期間を除く。以下同じ）につき、退任時における年報酬額の 5 分の 1 をもって計算した額を基準とする。
- (2) 在任年数が 1 年に満たない期間は、月割計算を行う。
- (3) 役員が継続して在任した期間中に任務の異なる職位に就任した場合は、それぞれの在任期間に応じて積算した額の合計とする。この場合の年報酬額は、それぞれ在任時の年報酬額を基準とする。

(積立・管理)

第 3 条 退任慰労金の支出に備えるため、第 2 条に定める基準により計算した額に基づき、毎年度の積増必要額を積み立てるものとする。

(積立金取崩し)

第 4 条 積立金を退任慰労金の支出に充てる場合は、理事会の議決を経て取り崩すものとする。

附則

1. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する
2. この規程の施行に伴い、平成 5 年 3 月 25 日施行の「役員退任慰労金内規」は廃止する